

公益財団法人宮城県文化振興財団常勤理事及び常勤に準ずる理事の

報酬の総額に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条の規定に基づき、公益財団法人宮城県文化振興財団の常勤理事及び常勤に準ずる理事（以下「常勤理事等」という。）の報酬の総額について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 常勤理事は、週3日以上勤務する理事をいう。

2 常勤に準ずる理事は、週2日以下勤務する理事をいう。

(報酬の総額)

第3条 常勤理事等全員に対して、年度の総額が1,200万円を超えない範囲で、公益財団法人宮城県文化振興財団常勤理事及び常勤に準ずる理事の報酬規程第6条の支給の規定に従って算定した額を報酬として支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。